13　防災教育専門官は、学校における防災教育に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

第七十四条中第十項を第十一項とし、第九項の次に次の一項を加える。

10　学校放射線対策専門官は、学校における被ばく放射線量の低減その他の放射線に係る対策に関する専門的事項についての企画及び立案並びに調査、指導及び助言に当たる。

**附　則**

この省令中、第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十四年十月一日から施行する。

**○文部科学省令第十八号**

文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）第九十条第五項の規定に基づき、国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月六日

文部科学大臣　平野　博文

国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令

国立教育政策研究所組織規則（平成十三年文部科学省令第三号）の一部を次のように改正する。

本則中「生徒指導研究センター」を「生徒指導・進路指導研究センター」に改める。

第五十一条を第五十二条とし、第五十条を第五十一条とする。

第四十九条中「第二十四条第一項」を「第二十五条第一項」に、「第三十条第一項」を「第三十一条第一項」に、「第四十二条第一項」を「第四十三条第一項」に、「第四十八条」を「第四十九条」に改め、同条を第五十条とする。

第四十八条を第四十九条とし、第二十一条から第四十七条までを一条ずつ繰り下げる。

第二十条の次に次の一条を加える。

（国際調査調整官）

**第二十一条**　国際研究・協力部に、国際調査調整官一人を置く。

2　国際調査調整官は、命を受けて、教育に関する国際的な調査の実施に係る外国の研究機関との連絡調整その他必要な事務の処理に当たる。

**附　則**

この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。ただし、本則中「生徒指導研究センター」を「生徒指導・進路指導研究センター」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

**○文部科学省令第十九号**

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、文部科学省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月六日

文部科学大臣　平野　博文

文部科学省定員規則の一部を改正する省令

文部科学省定員規則（平成十三年文部科学省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表文化庁の項中「二三七人」を「二三六人」に改め、同表合計の項中「二、二〇五人」を「二、二〇四人」に改める。

**附　則**

1　この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の文部科学省定員規則（次項及び附則第三項において「新令」という。）の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。

2　新令第一条の規定にかかわらず、文部科学省の本省の定員は、平成二十四年九月三十日までの間においては、二、〇一六人（うち、一人は、特別職の職員の定員とする。）とする。

3　新令第一条の規定にかかわらず、文部科学省の本省の定員は、平成二十四年十月一日から同年十一月三十日までの間においては、一、九六七人（うち、一人は、特別職の職員の定員とする。）とする。

**○厚生労働省令第七十五号**

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第五十六条の三第一項第二号、第六十二条第一項、第六十三条第一項第一号、第四号、第五号及び第七号並びに第八十一条第一項並びに建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第九条第一号及び第二号の規定に基づき、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令

（雇用保険法施行規則の一部改正）

**第一条**　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

目次中「地域雇用創造推進事業」を「実践型地域雇用創造事業」に改める。

第百二条の三第一項第二号イ中「日雇労働被保険者並びに」の下に「第百四条第一項の高年齢者労働移動受入企業助成金、」を加え、同条第六項中「係る出向対象被保険者」の下に「、高年齢者労働移動受入企業対象被保険者（第百四条第一項の高年齢者労働移動受入企業助成金の対象となる被保険者をいう。以下同じ。）」を、「出向対象被保険者に係る雇用調整助成金」の下に「、当該雇い入れられている高年齢者労働移動受入企業対象被保険者に係る高年齢者労働移動受入企業助成金」を、「当該出向対象被保険者」の下に「、高年齢者労働移動受入企業対象被保険者」を加え、同条第七項中「（雇用調整助成金」の下に「、高年齢者労働移動受入企業助成金」を加える。

第百二条の五第二項第三号中「二分の一」の下に「（当該計画対象被保険者又は当該支援書等対象被保険者が五十五歳以上の者にあつては、三分の二）」を加える。

第百四条第一項中「及び高年齢者職域拡大等助成金」を「、高年齢者職域拡大等助成金及び高年齢者労働移動受入企業助成金」に改め、同条に次の二項を加える。

5　高年齢者労働移動受入企業助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　六十五歳未満の被保険者を、職業紹介事業者（高年齢者労働移動受入企業助成金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。）の紹介により、当該被保険者が定年（当該被保険者を雇用していた他の事業主（ロにおいて「移籍元事業主」という。）が定めるものをいう。）に達する日から起算して一年前の日から当該定年に達する日までの間に当該被保険者との間で労働契約を締結して雇い入れ、かつ、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第九条第一項に基づく高年齢者雇用確保措置の対象となる労働者として雇用する事業主であること。

ロ　資本金、資金、人事、取引等の状況からみて移籍元事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。

ハ　イの雇入れの日の前日から起算して六箇月前の日から一年を経過した日までの間（ニにおいて「基準期間」という。）において、当該雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

ニ　当該雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

ホ　当該事業所の労働者の離職状況及びイの雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

ヘ　当該雇入れの日から起算して一年前の日から当該雇入れの日までの期間に高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第八条又は第九条の規定に違反していないこと。

二　前号イに該当する雇入れに係る者一人につき、七十万円

6　前項第一号イに該当する雇入れであつて、短時間労働者（一週間の所定労働時間が、同一の適用事業に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、法第三十八条第一項第二号の厚生労働大臣の定める時間数未満である者をいう。第百十八条の二並びに附則第十七条の四の四及び第十七条の四の五を除き、以下同じ。）として雇い入れる場合における前項第二号の規定の適用については、同号中「七十万円」とあるのは、「四十万円」とする。

第百十条第三項中「（一週間の所定労働時間が、同一の適用事業に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、法第三十八条第一項第二号の厚生労働大臣の定める時間数未満である者をいう。第百十八条の二並びに附則第十七条の四の四及び附則第十七条の四の五を除き、以下同じ。）」を削る。